

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第15号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(軽微な変更)</p> <p>第5条 法第6条第1項又は第18条第3項（法第87条第1項、<u>第87条の2</u>並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下この条及び第25条において同じ。）の規定により確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等が当該建築物等の計画の変更（省令第3条の2に規定する軽微な変更に限る。）をして法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事をしようとする場合は、様式第2号による軽微な変更届を建築主事に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項に規定する建築物等の計画の変更と併せて行う場合は、この限りでない。</p> <p>(定期報告を要する特定建築物の指定)</p> <p>第7条 法第12条第1項の規定による知事が指定する特定建築物は、次に掲げるもの（政令第16条第1項各号に掲げる建築物を除く。）とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 事務所その他これに類する用途に供する<u>市町の建築物</u>（法第6条第1項第1号に掲げる<u>建築物</u>及び建築主事を置く<u>市町の建築物</u>を除く。）で、延べ面積が1,000平方メートルを超え、かつ、階数が5以上のもの</p> <p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第8条 省令第5条第1項の規定により知事が定める時期は、次の表の左欄に掲げる用途等</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第5条 法第6条第1項又は第18条第3項（法第87条第1項、<u>第87条の4</u>並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下この条及び第25条において同じ。）の規定により確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等が当該建築物等の計画の変更（省令第3条の2に規定する軽微な変更に限る。）をして法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事をしようとする場合は、様式第2号による軽微な変更届を建築主事に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項に規定する建築物等の計画の変更と併せて行う場合は、この限りでない。</p> <p>(定期報告を要する特定建築物の指定)</p> <p>第7条 法第12条第1項の規定による知事が指定する特定建築物は、次に掲げるもの（政令第16条第1項各号に掲げる建築物を除く。）とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 事務所その他これに類する用途に供する<u>市町が所有し、又は管理する建築物</u>（法第6条第1項第1号に掲げる<u>もの</u>及び建築主事を置く<u>市町が所有し、又は管理するもの</u>を除く。）で、延べ面積が1,000平方メートルを超え、かつ、階数が5以上のもの</p> <p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第8条 省令第5条第1項の規定により知事が定める時期は、次の表の左欄に掲げる用途等</p>

による特定建築物の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

用途等による特定建築物の区分	時期
公会堂又は集会場の用途に供する特定建築物	平成28年及び同年から起算して2年ごとの年の8月1日から11月30日まで
病院又は診療所の用途に供する特定建築物	
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもので、かつ、階数が2以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満で、かつ、3階以上の階をその用途に供するものに限る。）	
百貨店、マーケット、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する特定建築物	
学校の用途に供する特定建築物	
劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する特定建築物	平成29年及び同年から起算して2年ごとの年の8月1日から11月30

による特定建築物の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

用途等による特定建築物の区分	時期
公会堂又は集会場の用途に供する特定建築物	令和2年及び同年から起算して2年ごとの年の8月1日から11月30日まで
病院又は診療所の用途に供する特定建築物	
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもので、かつ、階数が2以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満で、かつ、3階以上の階をその用途に供するものに限る。）	
百貨店、マーケット、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する特定建築物	
学校の用途に供する特定建築物	
劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する特定建築物	令和元年及び同年から起算して2年ごとの年の8月1日から11月30

<p>ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもので、かつ、階数が2以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満で、かつ、3階以上の階をその用途に供するものを除く。）</p>	<p>日まで</p>	<p>ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもので、かつ、階数が2以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満で、かつ、3階以上の階をその用途に供するものを除く。）</p>	<p>日まで</p>
<p>共同住宅、寄宿舎又は政令第115条の3第1号の児童福祉施設等の用途に供する特定建築物</p>		<p>共同住宅、寄宿舎又は政令第115条の3第1号の児童福祉施設等の用途に供する特定建築物</p>	
<p>体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する特定建築物</p>		<p>体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する特定建築物</p>	
<p>展示場又は待合の用途に供する特定建築物</p>		<p>展示場又は待合の用途に供する特定建築物</p>	
<p>事務所その他これに類する用途に供する特定建築物</p>		<p>事務所その他これに類する用途に供する特定建築物</p>	

2～4 (略)
(建築物の認定の申請)

第10条の3 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（政令第115条の2第1項第4号ただし書並びに条例第5条第2項、第12条第3項及び第13条ただし書の規定による認

2～4 (略)
(建築物の認定の申請)

第10条の3 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（政令第115条の2第1項第4号ただし書並びに条例第5条第2項、第12条第3項及び第13条ただし書の規定による認

定の申請にあつては、様式第8号による認定申請書）正本1通及び副本3通に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 法第44条第1項第3号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(3) 法第55条第2項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)

(4) (略)

(5) 法第68条第5項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
-------	---------	----

定の申請にあつては、様式第8号による認定申請書）正本1通及び副本3通（法第43条第2項第1号の規定による認定の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 法第44条第1項第3号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(3) 法第55条第2項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)

(4) (略)

(5) 法第68条第5項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
-------	---------	----

(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(6) 法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(7) 法第86条の6第2項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、そ	(略)

(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(6) 法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(7) 法第86条の6第2項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、そ	(略)

それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの

(8) (略)

(9) 政令第137条の16第2号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(10) (略)

(既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の特例に係る認定)

第10条の5 法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する認定申請書正本1通及び副本3通に、それぞれ公図写しを添えて知事に提出しなければならない。

(建築等の許可の申請)

第17条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通(法第85条第3項又は第5項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの

(8) (略)

(9) 政令第137条の16第2号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(10) (略)

(既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の特例に係る認定)

第10条の5 法第86条の8第1項若しくは法第87条の2第1項又は法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する認定申請書正本1通及び副本3通に、それぞれ公図写しを添えて知事に提出しなければならない。

(建築等の許可の申請)

第17条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通(法第85条第3項若しくは第5項又は第87条の3第3項若しくは第5項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添

- (1) (略)
- (2) 法第44条第1項第2号若しくは第4号、
第47条ただし書又は第85条第3項、第5項
若しくは第6項の規定による許可

(表略)

- (3) 法第48条第1項から第14項までの規定の
ただし書（法第87条第2項若しくは第3
項、第88条第2項又は同項において準用す
る法第87条第2項若しくは第3項において
これらの規定を準用する場合を含む。）の規
定による許可

図書の 種類	明示すべき事項	図書の 様式
(略)		
付近住 民調書 (法第 48条第 15項た だし書 の規定 による 許可を 受けよ うとす る場合 を除 く。)	(略)	
(略)		

- (4) (略)
- (5) 法第52条第10項、第11項若しくは第14
項、第53条第5項第3号、第53条の2第1
項第3号若しくは第4号（法第57条の5第
3項において準用する場合を含む。）、第55

えて知事に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 法第44条第1項第2号若しくは第4号、
第47条ただし書、第85条第3項、第5項若
しくは第6項又は法第87条の3第3項、第
5項若しくは第6項の規定による許可

(表略)

- (3) 法第48条第1項から第14項までの規定の
ただし書（法第87条第2項若しくは第3
項、第88条第2項又は同項において準用す
る法第87条第2項若しくは第3項において
これらの規定を準用する場合を含む。）の規
定による許可

図書の 種類	明示すべき事項	図書の 様式
(略)		
付近住 民調書 (法第 48条第 16項第 1号の 規定に よる許 可を受 けよう とする 場合を 除く。)	(略)	
(略)		

- (4) (略)
- (5) 法第52条第10項、第11項若しくは第14
項、第53条第6項第3号、第53条の2第1
項第3号若しくは第4号（法第57条の5第
3項において準用する場合を含む。）、第55

条第3項第1号若しくは第2号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(6) 法第53条第4項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(7) 法第56条の2第1項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		

条第3項第1号若しくは第2号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(6) 法第53条第4項又は第5項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(7) 法第56条の2第1項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		

日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
-----	---	-----

日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
-----	---	-----

(8) 法第57条の4第1項ただし書の規定による許可

(8) 法第57条の4第1項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(9) 法第60条の3第1項ただし書の規定による許可

(9) 法第60条の3第1項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(10) 法第67条の2第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(11) 法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(特例容積率適用区域内の容積率の特例に係る指定及びその取消し)

第17条の2 法第57条の2第1項に規定する指定を受けようとする者は、省令第10条の4の4第1項に規定する指定申請書正本1通及び副本3通に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(10) 法第67条第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(11) 法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)		
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)		

(特例容積率適用区域内の容積率の特例に係る指定及びその取消し)

第17条の2 法第57条の2第1項に規定する指定を受けようとする者は、省令第10条の4の5第1項に規定する指定申請書正本1通及び副本3通に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(表略)

2 法第57条の3第2項の規定による指定の取消しを受けようとする者は、省令第10条の4の7第1項に規定する指定取消申請書正本1通及び副本3通に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(表略)

(報告等)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 法第3条第2項の規定により法第26条、法第27条、法第48条第1項から第14項まで(法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第61条又は法第62条第1項の規定の適用を受けない建築物等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、様式第32号による不適格建築物等報告書に、様式第20号による配置図及び平面図を添えて、政令第137条に規定する基準時から1月以内に知事に提出しなければならない。

5・6 (略)

(表略)

2 法第57条の3第2項の規定による指定の取消しを受けようとする者は、省令第10条の4の8第1項に規定する指定取消申請書正本1通及び副本3通に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(表略)

(報告等)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 法第3条第2項の規定により法第26条、法第27条、法第48条第1項から第14項まで(法第88条第2項において準用する場合を含む。)又は法第61条の規定の適用を受けない建築物等(政令第136条の2第3号から第5号までに掲げる建築物を除く。)の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、様式第32号による不適格建築物等報告書に、様式第20号による配置図及び平面図を添えて、政令第137条に規定する基準時から1月以内に知事に提出しなければならない。

5・6 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号(第12条、第13条関係)(用紙 日本産業規格A3横型)

指 定
道 路 の 位 置 の 変 更 申 請 書 添 付 図 書
廃 止

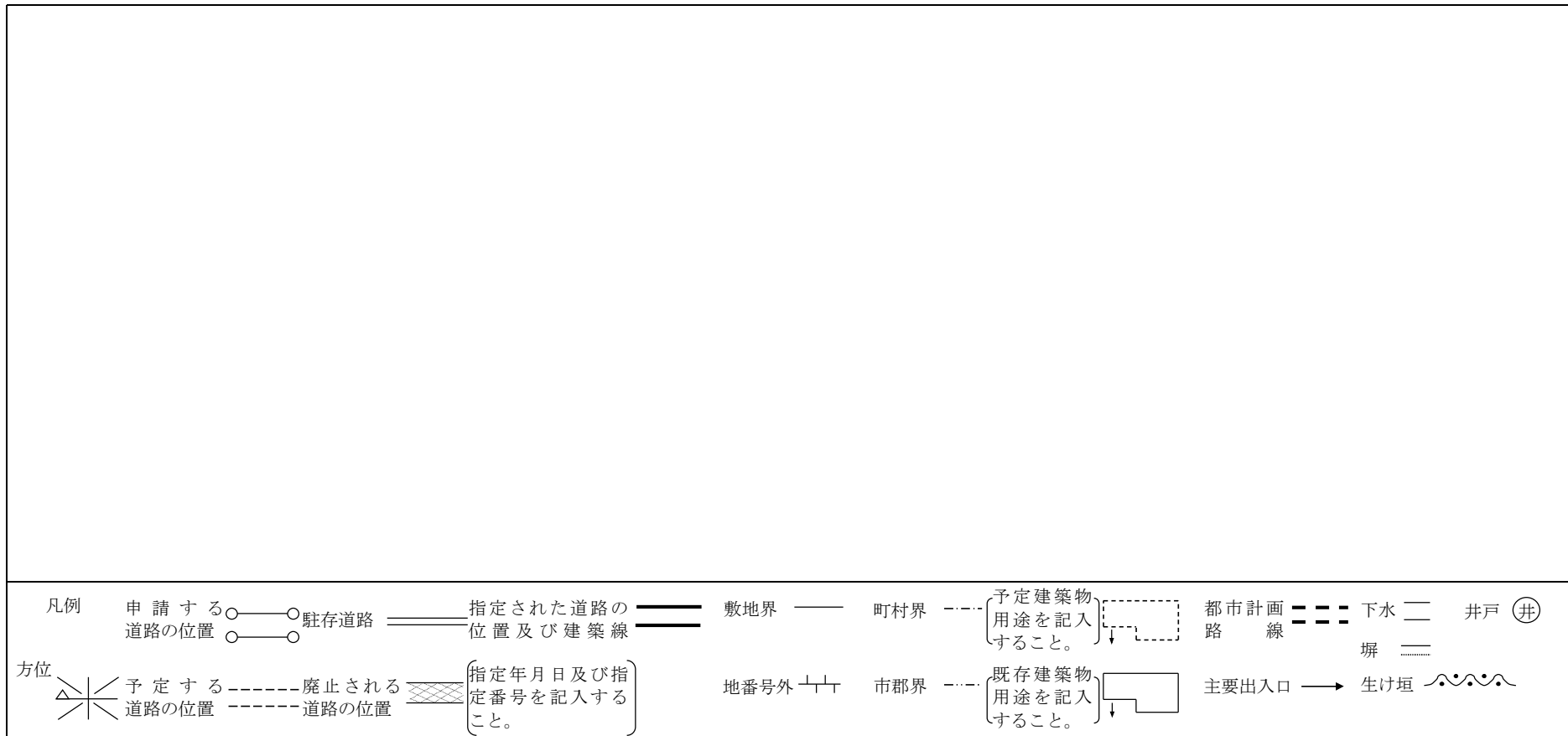
1 承諾書、付近見取図等

* 整 理 番 号	第 号	5 付近見取図	
* 公 告 年 月 日	年 月 日		
* 指 定 年 月 日	年 月 日		
* 指 定 番 号	第 号		
1 請 者 申	住 所		
	氏 名		
2 成 者 図 書 作	住 所		
	氏 名		
	資 格		
3 土 地 所 有 者 等 の 承 諾 書	次の付近見取図、道路断面図及び地籍図のとおり道路位置の 指定 変更 を承諾します。 廃止 年 月 日 申請者 様		6 道路断面図
	関 係 地 番	権 利 別	
	住 所	氏 名	
		(印)	
		(印)	
		(印)	
		(印)	
		(印)	
4 道 路 を 管 理 す る 者 の 承 諾 書	この申請について、将来にわたって道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項 に規定する基準に適合するように管理することを承諾します。 年 月 日 申請者 様		
	関 係 地 番	住 所	氏 名
			(印)
			(印)
			(印)
			(印)
			(印)

(注)

- 1 *印のある欄は、記入しないでください。
- 2 不要な文字は、抹消してください。
- 3 3 欄の権利別は、土地所有権、借地権等又はその土地内の建築物等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
- 4 3 欄の住所及び氏名は、本人(当該土地所有者等)が記入し、押印してください。
- 5 4 欄の住所及び氏名は、本人(当該道路を管理する者)が記入し、押印してください。
- 6 6 欄の図中の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。

2 地籍図(実測図及び公図写し)



(注)

- 1 図面中に地番及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 2 方位は、1の5欄の図中の方位と一致させてください。
- 3 道路の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。
- 4 1の承諾書、付近見取図等と2の地籍図(実測図及び公図写し)を別様にする場合は、1の3欄の土地所有者等及び4欄の道路を管理する者の押印に用いた印章で割印をしてください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行日前までに行われていない建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項及び第2項の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

3 様式第16号の改正規定の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則の様式により提出されている申請書は、改正後の建築基準法施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の建築基準法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。